

# 兵庫県公報

平成29年8月8日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

## 公布された法令のあらまし

- 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）  
太陽光発電施設等の設置等に係る事業計画の届出等の対象となる事業区域の規模について、たつの市、三田市、朝来市及び多可郡多可町の区域においては引き下げることにする等、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年8月8日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第35号

#### 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（平成29年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（事業計画の届出等に係る事業区域の面積の下限の特例等）

第13条 次の表の左欄に掲げる区域（以下「特例区域」という。）については、条例第16条に規定する面積の下限を同表の右欄に掲げる面積とする。

区域	面積
たつの市、三田市、朝来市及び多可郡多可町の区域	1,000平方メートル

2 事業区域の全部又は一部が特例区域内にある場合における条例第7条第1項（条例第10条第1項において準用する場合及び条例第15条第1項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、条例第7条第1項中「事業区域の面積が5,000平方メートル以上」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1 事業区域の全部が特例区域内にある場合	事業区域の面積が1,000平方メートル以上
2 事業区域の一部が特例区域内にある場合	規則で定める規模

3 前項の表2の項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項に規定する規則で定める規模は、事業区域の面積が5,000平方メートル以上又は事業区域のうち特例区域内にある部分の面積が1,000平方メートル以上とする。

4 事業区域の全部又は一部が特例区域内にある場合における第8条の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

1 事業区域の全部が特例区域内にある場合	第8条	5,000平方メートル	1,000平方メートル
2 事業区域の一部が特例区域内にある場合	第8条(第3号イを除く。)	5,000平方メートル以上	5,000平方メートル以上又は事業区域のうち第13条第1項の特例区域内にある部分の面積が1,000平方メートル以上
	第8条第3号イ	5,000平方メートル以上	5,000平方メートル以上又は当該行為により第13条第1項の特例区域内において増加する事業区域の面積が1,000平方メートル以上
	第8条第3号ウ	5,000平方メートル未満	5,000平方メートル未満で、事業区域のうち第13条第1項の特例区域内にある部分の面積が1,000平方メートル未満

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則第13条の規定は、平成29年12月1日前に着手する太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第7条第1項に規定する設置工事又は同条例第10条第1項に規定する増設等工事については、適用しない。